⑷　Delivery period : As shown in the tender documentation.
⑸　Delivery place : Accounting Division, Japan Racing Association Nakayama Racecourse
⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : A, B, C, D
⑺　Time limit of tender : By 31 July 2009.
⑻　Contact point for the notice : Accounting Division, Japan Racing Association Nakayama Racecourse, 1―1―1 Kosaku Funabashi-shi, Chiba, Japan 〒273―0037 Tel 047―334―2222

入札公告の変更

平成21年7月16日
契約担当役
国立大学法人山形大学
医学部附属病院長　山下　英俊

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　06
1　掲載日　平成21年６月26日（号外政府調達第115号）
2　変更内容
21ページ４段目、３⑶中「平成21年７月３日15時00分　山形大学医学部第二会議室」を「平成21年８月５日15時00分　山形大学医学部第一会議室」に、３⑷「平成21年８月17日17時00分」を「平成21年９月17日17時00分」に、３⑸「平成21年９月４日15時00分　山形大学医学部第二会議室」を「平成21年10月９日15時00分　山形大学医学部第二会議室」に、22ページ２段目、５⑺「5 : 00 PM 17, August, 2009」を「5 : 00 PM 17, September, 2009」に、それぞれ変更します。

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成21年7月16日
支出負担行為担当官
中部地方整備局副局長　富田　英治

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　23
○第23号
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　平成21年度名古屋港鍋田ふ頭航路泊地（－12m）浚渫工事(電子入札対象案件)
⑶　工事場所　名古屋港内（鍋田ふ頭泊地（－12m））
⑷　工事内容　本工事は、名古屋港鍋田ふ頭航路泊地（－12m）の浚渫工を施工するものである。(詳細は入札説明書による。)
⑸　工期　平成22年３月30日まで
⑹　使用する主要な資機材　［材料］―［機械］アンカーレス式グラブ浚渫船（スパッド方式）、土運船、空気圧送船
⑺　本工事は、資料の提出、入札を原則として電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、例外的に発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
⑻　本工事は、別に公示する特定建設工事共同企業体の資格決定を受けた者（以下､｢特定ＪＶ」という。)と一般競争参加資格の決定を受けている者(以下､｢単体有資格業者」という。)が競争参加することができる「混合入札」の方式によるものである。
⑼　本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式のうち、品質確保のための体制、その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。
⑽　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）の提案範囲を除く。
⑾　本工事は、情報ネットワークを活用した受発注者間の情報の電子化、共有化、承認経路の自動化と電子納品を実施する。
⑿　本工事は、本工事の競争参加資格を有すると認められた者に対し、見積参考資料（金抜き設計書）を開示する試行工事である。
2　競争参加資格
次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定ＪＶ又は単体有資格業者であること。
なお､特定ＪＶとして競争に参加する場合は、当該工事について特定ＪＶとしての競争参加資格決定を受けること。(構成員数は２社とする。)
⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　中部地方整備局における港湾等しゅんせつ工事に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること。
⑶　中部地方整備局における港湾等しゅんせつ工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が、900点以上の者であること。(会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該港湾等しゅんせつ工事における客観点数が上記点数以上であること。)なお、特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては、上記の客観点数を800点以上とする。
⑷　平成８年４月１日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した次に掲げる工事を施工した実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。)
なお、当該施工実績が平成13年４月１日以降に完成した地方整備局の発注した工事（港湾空港関係に限る。)に係る施工実績である場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。
①　単体有資格業者、特定ＪＶの代表者にあっては、海上におけるグラブ浚渫船による航路又は泊地の浚渫工事で、純土量が125,000㎥以上／件を施工した工事の実績を有すること。
②　特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては、海上におけるグラブ浚渫船による航路又は泊地の浚渫工事で、純土量が62,000㎥以上／件を施工した工事の実績を有すること。
⑸　標準案が適正であること。(入札説明書参照)
⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
②　単体有資格業者、特定ＪＶの代表者にあっては、平成８年４月１日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した、⑷①に掲げる工事の経験を有すること。
③　特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては、平成８年４月１日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した、⑷②に掲げる工事の経験を有すること。
④　監理技術者にあっては、指定建設業監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。
⑺　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。)、競争参加資格確認資料（以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、中部地方整備局から「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年３月31日付け港管第927号）に基づく指名停止を受けていない者であること。
⑻　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑶の再審査を受けた者を除く。)でないこと。
⑼　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。(資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)(入札説明書参照)
⑽　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。(入札説明書参照)
⑾　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり､当該状態が継続している者でないこと。
3　総合評価に関する事項
入札参加者は、価格及び技術提案並びに施工体制をもって入札を行い、⑴の要件に該当する者のうち、⑵によって得られる標準点と施工体制評価点及び加算点の合計を入札価格で除した数値（以下､｢評価値」という。)の最も高い者(複数存在する場合は､⑶による。)を落札者とする。